

島本町が所管する介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い

1 趣 旨

介護保険事業者（以下、「事業者」という。）は、介護保険事業所等（以下、「事業所」という。）において、事故が発生した場合は、利用者の家族や市町村に報告等を行うことが厚生労働省令及び島本町条例で定められている。

本取扱いは、島本町が所管する事業所において事故が発生した場合、その事業者による島本町への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院、入居）者、（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

3 報告すべき事故の種類

(1) 死亡に至った事故

(2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

(3) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

① 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

② 食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。

③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者等の処遇に影響があるもの。

④ その他報告が必要と判断されるもの。

（食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について）

1) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は島本町へ報告を行う。

2) 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに所管の保健所及び島本町へ報告を行う。

4 報告すべき事故の範囲

(1) 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者等の自己過失による負傷等であっても、3に該当する場合は報告を行う。）

- (2) 3に該当しない場合であっても、家族等と紛争が生じる可能性のある場合は報告を行う。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告を行う。
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

5 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ① 事故状況：事故状況の程度、死亡事故に至った場合の死亡年月日
- ② 事業所の概要：法人名、事業所（施設）名、事業所番号、サービス種別、所在地
- ③ 対象者：氏名、年齢、性別、被保険者番号、生年月日、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況（要介護度、認知症高齢者日常生活自立度）
- ④ 事故の概要：発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細、その他特記すべき事項
- ⑤ 事故発生時の対応：発生時の対応、受診方法、受診先、連絡先（電話番号）、診断名、診断内容、検査、処置等の概要
- ⑥ 事故発生後の状況：利用者の状況、家族等への報告（報告した家族等の続柄、報告年月日）、連絡した関係機関（連絡した場合のみ）、本人、家族、関係先等への追加対応予定
- ⑦ 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- ⑧ 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）
- ⑨ その他特記すべき事項

(2) 報告様式

島本町が定める様式「(別紙) 介護保険事業者等事故報告書」で報告を行う。

ただし、5-(1)に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

6 報告の時期・手順・報告先

(1) 島本町への報告

- ① 事業者は、第1報は、5-(1)に規定する①から⑥までの事項については可能な限り記載し、少なくとも事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に島本町へ報告するとともに、その他の報告事項についても速やかに報告を行う。

なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに島本町へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。

- ② 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

(2) 他市町村（広域連合）への報告

利用者等が島本町以外の市町村（広域連合）の被保険者の場合にあつては、6-1)に加え、事故の緊急性・重大性等から、必要に応じて、被保険者が属する市町村（広域連合）に対しても報告を行う。

7 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、島本町の指示に従う。

この取扱いは、令和5年2月24日から適用する。